

1 埼玉県防犯のまちづくり推進計画の一部を次のように変更する。

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>埼玉県防犯のまちづくり推進計画 第1～第4 (略) 第5 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向 1～3 (略) 4 長期目標 本県では、平成17年度からの第1期計画以降、第4期までの計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。 その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、令和5年には6.8件に減少しました。 本計画では、令和11年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を埼玉県5か年計画の目標値を踏まえ <u>6.8件とする</u>ことを長期目標とします。 第6 (略)</p>	<p>埼玉県防犯のまちづくり推進計画 第1～第4 (略) 第5 防犯のまちづくりに関する施策展開の方向 1～3 (略) 4 長期目標 本県では、平成17年度からの第1期計画以降、第4期までの計画に基づき、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。 その結果、人口千人当たりの刑法犯認知件数は、平成16年の25.7件から、令和5年には6.8件に減少しました。 本計画では、令和11年における人口千人当たりの刑法犯認知件数を埼玉県5か年計画の目標値(5.5件(令和8年))を<u>上回る5.4件まで減少させる</u>ことを長期目標とします。 第6 (略)</p>